



市章

# 大津市公報

令和4年3月15日  
第70号

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

<b>○ 規 則</b>	
10	大津市コミュニティセンター条例の一部の施行期日を定める規則…………… 1
11	大津市住居表示審議会規則の一部を改正する規則…………… 1
<b>○ 告 示</b>	
47	道路の区域の変更について…………… 2
48	道路の供用の開始について…………… 2
63	地縁による団体の認可について…………… 3
64	街区の区域の変更について…………… 3
65	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定について…………… 3
66	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定について…………… 4
67	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定について…………… 4
68	生活保護法による指定医療機関の指定について…………… 4
69	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定について…………… 4
70	平成28年告示第68号（河川の水質に係る環境上の基準について）の一部改正…………… 5
<b>○ 公 告</b>	
	農用地利用集積計画公告…………… 5
	道路位置指定公告…………… 5
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告…………… 6
<b>○ 企 業 局 告 示</b>	
4	公印の印影を縮小したものの印刷について…………… 6

## 規 則

大津市コミュニティセンター条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和4年3月15日

大津市長 佐藤健司

### 大津市規則第10号

大津市コミュニティセンター条例の一部の施行期日を定める規則

大津市コミュニティセンター条例（令和元年条例第45号）附則第1条第1項第3号、第9号、第16号、第18号、第24号及び第25号に掲げる規定の施行期日は、令和4年4月1日とする。

大津市住居表示審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月15日

大津市長 佐藤健司

### 大津市規則第11号

大津市住居表示審議会規則の一部を改正する規則

大津市住居表示審議会規則（平成25年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改め、同条第3項を削る。

- 2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から諮問事項に対する答申を行う日までとする。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 告 示

## 大津市告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、令和4年3月1日から同月22日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。  
令和4年3月1日

大津市長 佐藤 健 司

路線名	区 間	変更の 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
市道幹2018号線	大津市南郷五丁目字浮気294番7地先から 大津市南郷五丁目字浮気294番7地先まで	変更前	3.2~4.0	13.0
		変更後	3.2~6.1	
市道中0702号線	大津市下阪本三丁目字浄戒口1761番1地先から 大津市下阪本三丁目字浄戒口1761番1地先まで	変更前	7.4~9.0	4.0
		変更後	7.7~9.4	
市道中0707号線	大津市下阪本三丁目字浄戒口1761番1地先から 大津市下阪本三丁目字浄戒口1761番1地先まで	変更前	4.5	9.4
		変更後	6.4	
市道中0720号線	大津市下阪本一丁目字南川原1017番3地先から 大津市下阪本一丁目字南川原1017番8地先まで	変更前	5.0	17.2
		変更後	5.0~6.6	
市道南3606号線	大津市南郷五丁目字浮気295番1地先から 大津市南郷五丁目字浮気284番5地先まで	変更前	1.2~3.2	57.2
		変更後	1.3~4.2	
市道東4308号線	大津市大將軍三丁目字椋井551番6地先から 大津市大將軍三丁目字川原530番11地先まで	変更前	8.0~17.2	120.0
		変更後	7.5~17.9	

(令和4年3月1日揭示済)

## 大津市告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、令和4年3月1日から同月22日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。  
令和4年3月1日

大津市長 佐藤 健 司

路線名	区 間	供用開始年月日
市道幹2018号線	大津市南郷五丁目字浮気294番7地先から 大津市南郷五丁目字浮気294番7地先まで	令和4年3月1日
市道中0702号線	大津市下阪本三丁目字浄戒口1761番1地先から 大津市下阪本三丁目字浄戒口1761番1地先まで	令和4年3月1日
市道中0707号線	大津市下阪本三丁目字浄戒口1761番1地先から 大津市下阪本三丁目字浄戒口1761番1地先まで	令和4年3月1日
市道中0720号線	大津市下阪本一丁目字南川原1017番3地先から 大津市下阪本一丁目字南川原1017番8地先まで	令和4年3月1日
市道南3606号線	大津市南郷五丁目字浮気295番1地先から 大津市南郷五丁目字浮気284番5地先まで	令和4年3月1日
市道東4308号線	大津市大將軍三丁目字椋井551番6地先から 大津市大將軍三丁目字川原530番11地先まで	令和4年3月1日

(令和4年3月1日揭示済)

**大津市告示第63号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、次のとおり地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年3月15日

大津市長 佐 藤 健 司

- 名称 神領東宮町自治会
- 規約に定める目的 本会は、町内自治の円滑な運営を図るとともに、住民相互間の扶助精神の発揮と親睦を深めることにより、住民自治の発展と福祉の充実に寄与することを目的とし、次に掲げる地域的な共同活動を行う。
  - 地域住民の福祉・厚生事業
  - 地域青少年の育成、体育振興事業
  - 地域婦人部事業、熟年者事業
  - 地域防災・防火・防犯活動及び交通公害・安全事業
  - 地域環境・保健衛生事業
  - 社会福祉事業
  - 祭事、弔事
  - 市政運営への協力
  - その他本会の目的に合致する事業
- 区域 大津市神領二丁目7番から20番まで、174番地の1、1176番地の9から同番地の36まで及び1219番地の14から同番地の98までの区域とする。
- 主たる事務所 大津市
- 代表者の住所及び氏名 大津市
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 無
- 職務代行者の選任の有無 無
- 代理人の有無 無
- 認可年月日 令和4年3月15日

**大津市告示第64号**

住居表示を実施した区域について、次のとおり街区の区域を変更するので、大津市住居表示に関する条例（昭和38年条例第15号）第2条の規定により告示する。

なお、関係書類は、大津市役所市民部戸籍住民課に備え、一般の閲覧に供する。

令和4年3月15日

大津市長 佐 藤 健 司

- 区域を変更する街区

町 名	街 区
堅田一丁目	14、15
穴太一丁目	2から4まで
国分一丁目	29、30
大江六丁目	4、7、8
大萱五丁目	16から18まで

- 実施期日 令和4年4月1日

**大津市告示第65号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者として、次のものを指定した。

令和4年3月15日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	事業所番号
H I E N 相 談 支 援 事 業 所	大津市螢谷 2 番 15 号	合同会社 H I E N	大津市御殿浜 7 番 22 号	令和 4 年 3 月 1 日	2570100079

**大津市告示第66号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

令和4年3月15日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年月日	事業所番号
T A C	大津市馬場二丁目11番17号ルー ツ膳所駅前ビル 101号	特定非営利活動法人 滋賀自閉症研究会た んぼぼ	草津市若竹町 2 番 8 号	就労継続 支援 B 型	令和 4 年 3 月 1 日	2510102235

**大津市告示第67号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者として、次のものを指定した。

令和4年3月15日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	事業所番号
H I E N 相 談 支 援 事 業 所	大津市螢谷 2 番 15 号	合同会社 H I E N	大津市御殿浜 7 番 22 号	令和 4 年 3 月 1 日	2530100300

**大津市告示第68号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定医療機関として新たに指定したものについて、次のとおり告示する。

令和4年3月15日

大津市長 佐 藤 健 司

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大津京こと薬局	大津市二本松 1 番 1 号 ブランチ大津京 2 階	令和 4 年 1 月 1 日

**大津市告示第69号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定医療機関として新たに指定したものについて、次のとおり告示する。

令和4年3月15日

大津市長 佐 藤 健 司

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

大津京こと薬局	大津市二本松1番1号ブランチ大津京2階	令和4年1月1日
---------	---------------------	----------

**大津市告示第70号**

平成28年告示第68号（河川の水質に係る環境上の基準について）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年3月15日

大津市長 佐藤 健 司

第1号の表中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「50MPN/100ml」を「20CFU/100ml」に、「1,000MPN/100ml」を「300CFU/100ml」に、「5,000MPN/100ml」を「1,000CFU/100m

最確数による  
定量法

l」に、「付表9」を「（以下この表において「環境庁告示」という。）付表9」に、

を

環境庁告示付  
表10に掲げる  
方法

に改め、同号の表備考第1項に次のただし書を加える。

ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。

第1号の表備考第4項を次のように改める。

- 4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

**公 告**

**農用地利用集積計画公告**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和4年3月1日

大津市長 佐藤 健 司

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

（令和4年3月1日揭示済）

**道路位置指定公告**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

令和4年3月1日

大津市長 佐 藤 健 司

地名・地番	申請人の住所・氏名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
大津市国分一丁目字畑ヶ山184番2、207番12、同番31及び208番2並びに上記地先大津市法定外道路及び普通河川等	吹田市岸部北五丁目30番1号 株式会社ベターホーム 代表取締役 佐藤 朋子	39.90	5.83～6.80	1

(令和4年3月1日揭示済)

#### 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年3月4日

大津市長 佐 藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
近江八幡市八木町字井の上41番地の11 株式会社マンケンエンジニアリング 代表取締役 水原 一夫	開発区域 大津市南志賀三丁目字下浮田229番5及び230番1 開発行為に関する工事の区域 大津市南志賀三丁目字北浮田218番1の一部、同番3の一部及び同番18の一部並びに同町字下浮田229番2の一部、230番2の一部、同番3の一部及び232番2の一部並びに同町字石田236番2の一部並びに上記地先大津市道	開発区域 1,229.76㎡ 開発行為に関する工事の区域 58.19㎡	令和4年 3月3日	第1611号

(令和4年3月4日揭示済)

### 企 業 局 告 示

#### 大津市企業局告示第4号

公印の印影を縮小したものを印刷したので、大津市企業局公印規程（昭和59年企業局管理規程第3号）第5条の2第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月15日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

公印の名称	ひな形番号	管 守 者	縮小した寸法	縮小したものを印刷した文書の名称
大津市公営企業管理者納額告知書及び納付書専用	6	経営経理課長	径12ミリメートル	納入通知書